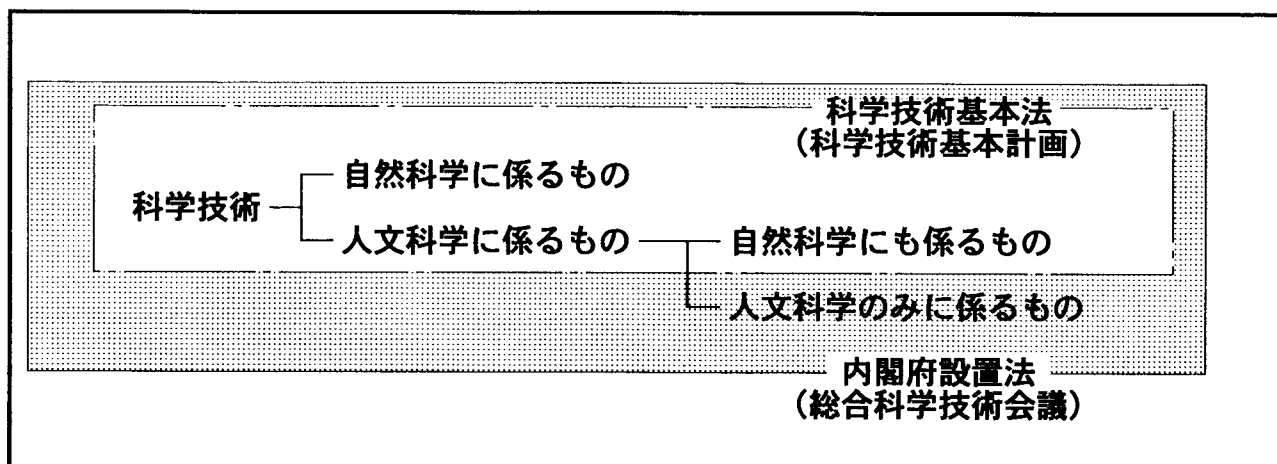


## 2. 関連法規等

- 科学技術基本計画・総合科学技術会議が対象とする「科学技術」の範囲



### 【科学技術基本法】(抄)

(目的)

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

#### 「科学技術」

- 科学技術は、その対象により、自然科学に係るものと人文科学に係るものとに大別される。また、人文科学に係るものは、さらに人文科学のみに係るものとそれ以外の自然科学にも係るものとに分かれる。
- したがって、人文科学と自然科学の融合領域、境界領域にある研究（例えば、教育機械に関する研究（教育学と電子工学との結合）、翻訳機械に関する研究（言語学と電子工学との結合等））については、人文科学のみに係るもの以外のものとして本法の対象となる。しかし、文学等現時点で「人文科学のみに係るもの」はこの法律の対象とならない。
- 人文科学のみに係る分野については、人間や社会の本質を取り扱うものであり、それを自然科学の分野に係るものと同列において計画的、総合的な推進策を講ずることが必ずしも適当でないと考え、これをこの法律の対象外とした。しかしこれは人文科学を軽視したためではなく、第二条（科学技術振興の方針）において「自然科学と人文科学の調和ある発展への留意」を国に求めている。

（「科学技術立国論 科学技術基本法解説」尾身幸次著 抜粋）

(第二章 科学技術基本計画)

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針

二 研究施設及び研究設備（以下「研究施設等」という。）の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術会議の議を経なければならない。

4～5 (略)

6 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「科学技術の振興に関する基本的な計画」

○ 科学技術基本計画は、10年程度を見通した5年間の計画として、本法の理念を受けた科学技術振興のための政策の基本的考え方と目標を示すとともに、必要となる施策の基本的な方向や内容等を明らかにすることがその主な内容になる。

○ なお、大学等に対する科学技術振興のための施策も当然この科学技術基本計画の中に定めることとなる。

（「科学技術立国論 科学技術基本法解説」尾身幸次著 抜粋）

【内閣府設置法】(抄)

第二款 重要政策に関する会議

第三目 総合科学技術会議

第二十六条 総合科学技術会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。

三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2～4 (略)